

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県指定管理者審査委員会規則

岐阜県施設等有効活用事業審査委員会規則

訓令

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

(管財課)

(同)

(管財課)

(同)

一

二

三

四

規則

岐阜県指定管理者審査委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県指定管理者審査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県指定管理者審査委員会(以下「委員会」という。)(の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定管理者 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により県の公の施設(岐阜産業会館を除く。)(の管理を行う法人その他の団体をいう。
- 二 申請団体 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体をいう。
- 三 細目協議 県が指定管理者の候補者の選定のために申請団体と行う協議をいう。
- 四 優先交渉権者 優先的に県との細目協議を行う申請団体をいう。
- 五 審査 申請団体について、優先交渉権者及び次点の者(優先交渉権者との細目協議が調わないときに、当該優先交渉権者に代えて県との細目協議を行う申請団体をいう。)(を選定し、又は指定管理者としての妥当性を判断することをいう。

六 特定者指名 特定の法人その他の団体のみから指定管理者の指定に係る申請を受ける方法をいう。

(所掌事務等)

第三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 審査を行うこと。

二 県が特定者指名により指定管理者を募集しようとする場合において、その妥当性を判断すること。

三 特定者指名に係る審査（申請団体について指定管理者としての妥当性を判断することに限る。）の実施の要否を判断すること。

四 県が優先交渉権者との細目協議を中止しようとする場合において、その判断の適否について意見を述べること。

五 指定管理者の指定に係る申請資格の喪失に関する事実の認定について意見を述べること。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項に関して調査審議すること。

2 委員会の委員は、知事の求めに応じ、募集要項（指定管理者の募集に関する事項を記載した書面をいう。）の妥当性について意見を述べるものとする。

(組織)

第四条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、公共政策、経営能力判断、維持管理、施設経営、県民協働その他の審査に必要と認められる事項に関する有識者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第六条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

4 知事及び委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

5 委員会の会議は、公開しない。

6 委員会の審議を要する事項について、緊急を要するため会議を招集する暇がないとき、又は審査、判断若しくは意見の取りまとめが容易で会議を招集する必要がないとき、委員長が認めるときは、委員の過半数に回議して、会議の審議に代えることができる。

(守秘義務等)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、審査に関し、申請団体と接触してはならない。

3 委員は、審査に関して申請団体から接触があったときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 委員は、県が委員に対して行う申請団体との利害関係の有無に関する調査において、当該利害関係の有無その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

5 申請団体との間に利害関係がある委員は、当該申請団体に関する審査のための会議に出席することができない。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県施設等有効活用事業審査委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県施設等有効活用事業審査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県施設等有効活用事業審査委員会(以下「委員会」という)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務等)

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- 一 ネーミングライツパートナーの選定に関すること。
- 二 県有施設等の有効活用に係る事業(前号に掲げるものを除く。次項において同じ)の提案に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認めること。

2 委員会の委員は、知事の求めに応じ、県有施設等の有効活用に係る事業の妥当性について意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述

べさせることができる。

5 委員会の審議を要する事項について、緊急を要するため会議を招集する暇がないとき、又は審議する内容が容易で会議を招集する必要がないと委員長が認めるときは、委員の過半数に回議して、会議の審議に代えることができる。

(守秘義務等)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、調査審議に関し、第二条第一項各号に掲げる調査審議の対象となる者(以下「対象者」という。)と接触してはならない。

3 委員は、調査審議に関して対象者から接触があったときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 委員は、県が委員に対して行う対象者との利害関係の有無に関する調査において、当該利害関係の有無その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

5 対象者との間に利害関係がある委員は、当該対象者に関する調査審議のための会議に出席することができない。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務部管財課施設改革企画監」を「総務部管財課財産活用企画監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜総合庁舎の項を削り、同表産業技術センター紙研究部の項中「産業技術センター紙研究部」を「産業技術センター紙業部」に改め、同表南飛騨健康増進センターの項中「政策企画係課長補佐」を「政策企画係長」に改め、同表身体障害者更生相談所の項を削り、同表森林文化アカデミーの項中「管理課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社